

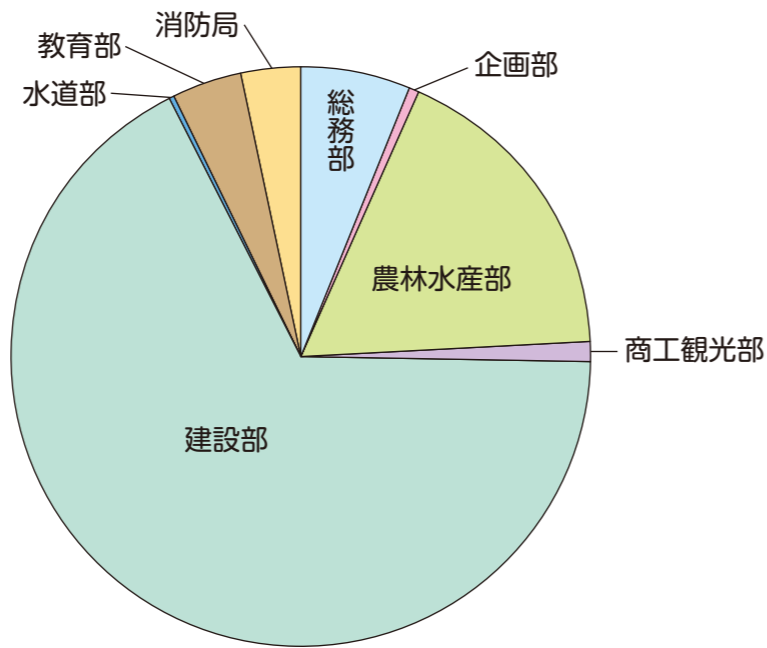
「地域まちづくり事業実施計画書」を 活用しましょう



地域まちづくり事業実施計画書

平成27年度「地域まちづくり事業実施計画書」での要望件数

	要望件数
総務部	41
企画部	3
農林水産部	116
商工観光部	8
建設部	442
水道部	1
教育部	26
消防局	21
計	658



*全体 989 件中、道路（里道含む）、水路、河川等の施設整備及び改修に係る要望事項は、658 件ありました。
*国・県への要望事項は含んでいません。

「地域まちづくり事業実施計画書」での要望事項は、建設部、農林水産部関連が多いことがわかります。平成 29 年度一般会計当初予算審査において、確認した結果では以下のとおりの増額が予定されています。

	平成 29 年度予算額 (千円)	平成 27 年度決算額 (千円)	増減率
建設部	479,300	345,219	138.8%
農林水産部	29,000	10,753	269.7%

今回は要望の多い公助にかかわる部分を取り上げました。
ハード事業の整備は当然必要なことですが、環境、福祉の向上の点でも、積極的に取り上げて、より良い地域づくりの意見、提案もお聞かせいただくと幸いです。地域、行政が一体となったまちづくりを議会の立場からも提言していきます。

自助 地域自らが行う事業
地域行事、地域・用水路清掃、花いっぱい運動など

互助 地域と行政が協力・連携して行う事業
地域行事、環境・福祉・防犯に関する事業で、市から人的・経済的支援を受ける事業など

公助 行政が実施する事業
ガードパイプや用排水路の蓋設置、道路新設・整備など

地区自治公民館ごとに「地域まちづくり計画書」や「地域まちづくり事業実施計画書」が作成されています。「地域まちづくり計画書」は、10年後の地域の姿を描いたもので、89公民館中すでに86の公民館が作成済みです。これは、一回作成すると5年ごとの計画見直しとなります。

一方、「地域まちづくり事業実施計画書」は、毎年度作成するものです。この実施計画書には、ソフト事業のほか、地域の安心・安全に係わる道路整備や交通安全施設などの要望事項の記載が多く見られます。

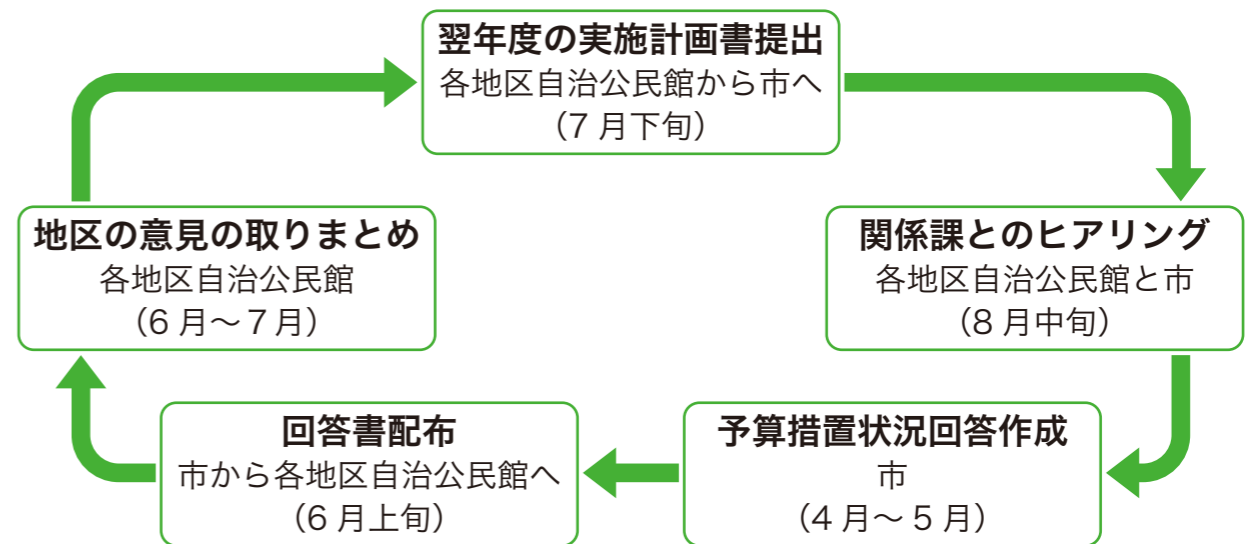
議会では、地域との「議員と語り合い」を年に2回実施していますが、この中で、実施計画書の要望事項をもっと早く実施に移してほしいという意見をよく受けます。

昨年10月の決算特別委員会では、この要望事項の執行率や、決算額等を質問し、12月定例会では、委員長が執行率改善の解決策を早急に取り組むべきとの申し入れを行うとともに、議長が、市長に同様の内容の申し入れを行ったところです。

「地域まちづくり事業実施計画書」は、地域の安心・安全の向上、コミュニティの維持と醸成を図るものとなります。

市民のみなさん、地域のことは、地区自治公民館長または自治会長にお知らせください。

地域まちづくり事業実施計画書の年間サイクル



平成27年度決算にかかわる決算特別委員長の報告要旨

平成 28 年 9 月 23 日の最終本会議において、平成 27 年度の決算関係議案に対し、地域まちづくり事業実施計画のそれぞれの所管課の現状と進捗状況について質疑があった。これらの答弁を受け、今回の決算特別委員会でも、各関係部署への質疑があり、それぞれの所管課への要望に対する進捗率とその結果に対する考え方を確認した。

結果として要望の数に対しての執行分が少なく、年々保留分が増加傾向にあることも再確認した。また、各年度の計画の執行分と未執行分の内容を各公民館から地域へ説明する仕組みについて議論された。

現状のままでは、市への信頼感や期待感は薄れていくことになる。それぞれの地域でまちづくり計画を立案することによる本来の目的や主旨である「自分たちの地域の将来像を自分たちで描き、自分たちで計画し、自助・互助・公助で地域の一体感を持って臨むことにより、コミュニティの醸成を図る」ということとかけ離れたものになるばかりでなく、この事業が立ちいかなくなるのは時間の問題のように思われる。したがって、執行部におかれては何らかの解決策を早急に取り組むべきではないかということを申し添える。